

## 令和5年度第3回桶川市男女共同参画審議会次第

日時 令和5年10月31日(火)

14:30～

場所 会議室402

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告
- 4 議題  
桶川市第五次男女共同参画基本計画について
- 5 事務連絡
- 6 閉会

### 【配布資料】

資料1 桶川市第五次男女共同参画基本計画

第2章及び第3章(計画の体系図)(案)

資料2 桶川市第五次男女共同参画基本計画主な取組(案)

参考資料1 令和5年度第2回桶川市男女共同参画審議会会議録(抜粋)

## 第 2 章

# 計画の基本的な考え方

(案)

## 将来像

だれもが多様な生き方を認め合い  
一人ひとりがかがやくまち おけがわ

## 基本理念

桶川市第五次男女共同参画基本計画は、「桶川市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を推進します。

1. 個人の尊厳と人権の尊重
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しと意識改革
3. 政策・方針の立案及び決定への男女共同参画機会の確保
4. 家庭生活や社会生活における対等な参画
5. 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
6. 国際社会における取組への理解と協力
7. あらゆる暴力の根絶

# 基本目標

## 基本目標1

### あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、固定的意識や無意識の思い込み、偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消が重要です。

誰もが性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思により何事も選択でき、すべての人が尊重し合える社会づくりのため、各分野における啓発活動や、ライフステージに応じた教育・学習の充実を図ります。

特に、災害時や防犯対策においては、男女双方の意見を取り入れることが重要であることから、それぞれの分野において女性の参画を推進します。

さらに、あらゆる分野における政策・方針決定過程で男女双方の意見がバランスよく反映できるよう取り組みます。

## 基本目標2

### 男女がともに働きやすい社会づくり

少子高齢化や人口減少、家族の形態が多様化している現在、男女がともに経済的に自立した生活を送ることが重要です。

男女がともに働きやすい社会となるために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、自らのライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方ができるよう取り組むとともに、男女の均等な雇用機会の普及や、職場でのハラスメントの防止など、働きやすい職場づくりを推進します。

さらに、結婚や出産を機に離職した女性の復職や起業支援を行うなど、職業生活における女性の活躍に取り組みます。

## 基本目標3

### 人権が尊重された社会づくり

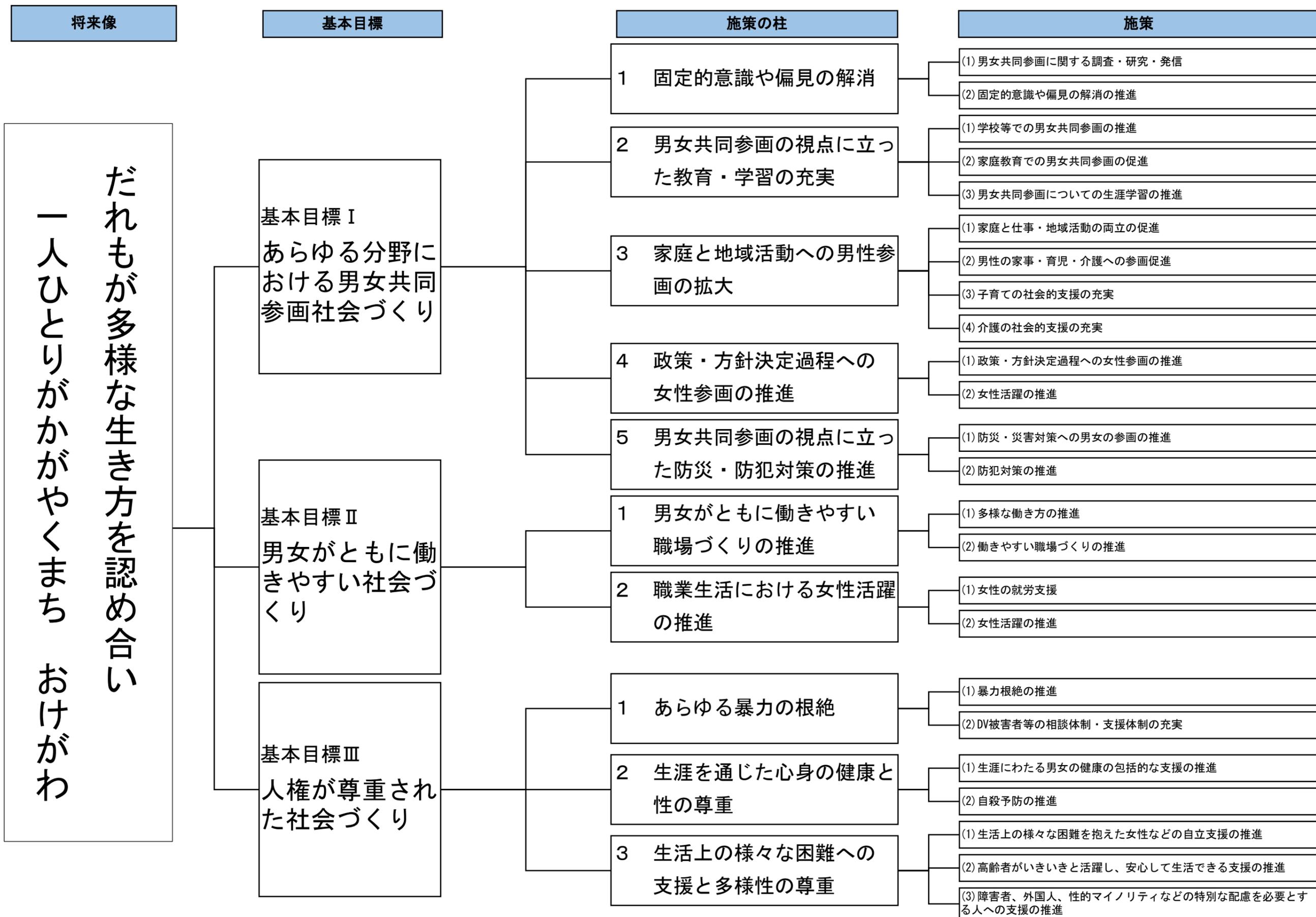
「暴力」はいかなる理由があっても、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画を阻害する要因の一つです。特に配偶者等に対する暴力は、多くの場合は女性が被害者となり、生活上の困難に陥りやすい状況です。近年は、若年層における交際間における暴力（デートDV）も増加していることから、早期からの暴力防止の啓発が重要です。

DV被害者をはじめ生活上の困難に陥った女性に対しては、相談体制を充実し、関係各機関との連携を図り、自らの意思を尊重した安全で切れ目のない支援を行います。

また、生涯を通じた男女の心身の健康と性を尊重するため、健康の保持・増進に取り組むとともに、性と生殖に関する権利の普及に取り組みます。

さらに、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなど配慮を必要とする人に対しては、相談を通じ、支援を行って行きます。

# 第3章 計画の体系図



### 第3章 桶川市第五次男女共同参画基本計画（案）

| 将来像                                                   | 基本目標（確定）                                  | 施策の柱（確定）                                  | 施策（確定）                                | 主な取組（案）                                                                                                   |                                                  |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 一人ひとりが<br>だれもが<br>多様な<br>生き方<br>を認め<br>合い<br>おけが<br>わ | I<br>あらゆる分野<br>における男女<br>共同参画社会<br>づくり    | I-1<br>固定的意識や偏見の解消                        | (1)男女共同参画に関する調査・研究・発信                 | 男女共同参画に関する調査・研究<br>男女共同参画に関する情報発信<br>男女共同参画に関する市民活動の普及<br>アソシエを活用した情報提供                                   |                                                  |
|                                                       |                                           |                                           | (2)固定的意識や偏見の解消の推進                     | 男女の意識に関する情報収集・提供<br>男女の意識に関する調査・研究<br>相談体制の充実                                                             |                                                  |
|                                                       |                                           | I-2<br>男女共同参画の視点に<br>立った教育・学習の充実          | (1)学校等での男女共同参画の推進                     | 学校教育における男女共同参画の推進<br>保育所等における男女共同参画の推進                                                                    |                                                  |
|                                                       |                                           |                                           | (2)家庭教育での男女共同参画の促進                    | 家庭教育への支援<br>青少年への啓発                                                                                       |                                                  |
|                                                       |                                           |                                           | (3)男女共同参画についての生涯学習の推進                 | 成人への情報提供<br>成人に向けた学習機会の提供                                                                                 |                                                  |
|                                                       |                                           | I-3<br>家庭と地域活動への男性<br>参画の拡大               | (1)家庭と仕事・地域活動の両立の促進                   | ワーク・ライフ・バランスの普及<br>家庭と地域活動への参加促進                                                                          |                                                  |
|                                                       |                                           |                                           | (2)男性の家事・育児・介護への参画促進                  | 男性の参画の普及<br>市男性職員の子育て・介護への参加促進                                                                            |                                                  |
|                                                       |                                           |                                           | (3)子育ての社会的支援の充実                       | 相談体制の充実<br>子育てサービスの充実                                                                                     |                                                  |
|                                                       |                                           |                                           | (4)介護の社会的支援の充実                        | 相談体制の充実<br>介護サービスの充実                                                                                      |                                                  |
|                                                       |                                           | I-4<br>政策・方針決定過程への<br>女性参画の推進             | (1)政策・方針決定過程への女性参画の推進                 | 審議会等への女性の積極的な登用<br>(審議会の女性委員が占める割合の目標値40%)<br>地域活動における女性の参画促進<br>市役所内での女性職員の参画の推進<br>(市職員の女性管理職の割合目標値25%) |                                                  |
|                                                       |                                           |                                           | (2)女性活躍の推進                            | 地域における女性リーダーの育成<br>市役所における女性職員の活躍の推進                                                                      |                                                  |
|                                                       |                                           | I-5<br>男女共同参画の視点に立った<br>防災・防犯対策の推進        | (1)防災・災害対策への男女の参画の推進                  | 防災計画等への男女共同参画の推進<br>女性や性的マイノリティに配慮した防災・災害対応の推進                                                            |                                                  |
|                                                       |                                           |                                           | (2)防犯対策の推進                            | 通勤・通学上の防犯対策の推進<br>居住地域の防犯対策の推進                                                                            |                                                  |
|                                                       |                                           | II<br>男女がともに<br>働きやすい社会<br>づくり            | II-1<br>男女がともに働きやすい<br>職場づくりの推進       | (1)多様な働き方の推進                                                                                              | 多様で柔軟な働き方の普及<br>仕事と家庭の両立の推進<br>市役所における働き方改革の推進   |
|                                                       |                                           |                                           |                                       | (2)働きやすい職場づくりの推進                                                                                          | 男女の均等な雇用機会の普及<br>男女の均等な待遇の確保の普及<br>職場でのハラスメントの防止 |
|                                                       | II-2<br>職業生活における女性活<br>躍の推進               |                                           | (1)女性の就労支援                            | 女性の就業・就業継続・復職への支援<br>女性のキャリアアップ支援                                                                         |                                                  |
|                                                       |                                           |                                           | (2)女性活躍の推進                            | 活躍する女性の情報発信<br>活躍を目指す女性への支援<br>市役所における女性活躍の推進                                                             |                                                  |
|                                                       | III<br>人権が尊重さ<br>れた社会づく<br>り              | III-1<br>あらゆる暴力の根絶                        | (1)暴力根絶の推進                            | 女性に対する暴力根絶の推進<br>若年層に対する暴力根絶の推進<br>あらゆるハラスメントの防止の推進                                                       |                                                  |
|                                                       |                                           |                                           | (2)DV被害者等の相談体制・支援体制の充実                | 相談体制の充実<br>被害者及び同伴児への支援の充実<br>関係機関との連携強化                                                                  |                                                  |
|                                                       |                                           | III-2<br>生涯を通じた心身の健康<br>と性の尊重             | (1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援の推進              | 性に関する正しい認識と理解の啓発<br>健康保持・増進に向けた事業の充実<br>スポーツ・レクリエーション参加機会の充実                                              |                                                  |
|                                                       |                                           |                                           | (2)自殺予防の推進                            | 相談体制の充実<br>自殺防止に向けた啓発<br>関係機関との連携強化                                                                       |                                                  |
| III-3<br>生活上の様々な困難への<br>支援と多様性の尊重                     |                                           | (1)生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援の推進              | 相談体制の充実<br>自立に向けた支援の充実                |                                                                                                           |                                                  |
|                                                       |                                           | (2)高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援の推進            | 相談体制の充実<br>自立した生活への支援<br>地域で生活できる環境整備 |                                                                                                           |                                                  |
|                                                       | (3)障害者、外国人、性的マイノリティなどの特別な配慮を必要とする人への支援の推進 | 障害者への相談支援<br>外国人への日本語支援<br>性的マイノリティへの相談支援 |                                       |                                                                                                           |                                                  |